

令和7年1月

給与支払事業主 各位

新温泉町税務課長

給与支払報告書の提出について（お願い）

平素より当町の税務行政推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、令和7年支払分の給与支払報告書の提出時期が近づいてきました。

給与支払報告書の提出は、今年度の法定期限が令和8年2月2日（月）となっていますが、報告書の内容確認（記入漏れの確認、計算誤り等の確認）のため、新温泉町へ提出いただく給与支払報告書につきましては下記期限までの提出にご協力をお願いします。

なお、従業員の異動により提出対象者がいない場合は、お手数ですが本案内文書一式はご破棄ください。

1. 提出期限 令和8年1月16日（金）

2. 提出対象者

事業主は、従業員が令和8年1月1日現在（退職した方は、退職日現在）で居住する市区町村の長あてに、令和7年中に支払った給与の金額、その他必要な事項を記載した「給与支払報告書」を作成し、1月末日までに提出することが義務付けられています。（地方税法第317条の6）

令和7年中に給与（給料、賃金、賞与など）を支払った（支払いの確定した）全ての従業員（アルバイト、パート、役員等を含む）について、支払額の多少にかかわらず提出してください。住民税の給与支払報告書は所得税の源泉徴収票と提出範囲が異なり、給与等を支払った全ての従業員等について、提出が必要です。

なお、給与支払報告書を提出しない場合や、虚偽の記載をした給与支払報告書を提出した場合については罰則の規定があります。（地方税法第317条の7）

提出先 新温泉町役場 税務課 又は 新温泉町温泉総合支所 地域振興課

**※郵送先 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673番地の1
新温泉町役場 税務課 課税係 宛**

※税理士に作成、提出を依頼している場合は本書の内容をお伝えください。

3. 記載事項について

（1）給与支払報告書には個人番号・法人番号の記載が必要です。

控除に計上する配偶者、扶養親族（年少扶養も忘れずに）についても個人番号を記載してください。町外被扶養者についても個人番号を記載してください。

（2）「摘要」欄の記載における留意事項

①機械印字は、文字を判読可能な大きさにしてください。

- ②被扶養者欄に書ききれない場合は名と続柄を記載してください。【例】(母) 梅子、(子) 一郎(年少)

③前職給与等を通算して年末調整した場合は、前職給与支払者の名称・所在地・退職年月日・支払金額・源泉徴収税額・社会保険料等の金額を記載してください。

④租税条約に基づいて源泉所得税等の免除を受ける場合は、従業員等から提出された租税条約に関する届出書を基に、免税対象額・該当条項「〇〇条約〇〇条該当」を記載してください。

⑤特定親族特別控除がある場合は、各人の控除額及び合計所得金額またはその見積額を記載してください。

(3) 控除対象配偶者・扶養親族等に関する各欄の記載における留意事項

- ① 「源泉・特別）控除対象配偶者」・「控除対象扶養親族等」・「16歳未満の扶養親族」について、該当の欄にそれぞれ個人番号を記載するとともに、「区分」欄に特定親族の場合は5ページ(2)の表により、非居住者の場合は下記の要領により該当する数字を記載してください。

②配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の合計所得金額を必ず記載してください。

記載例

「区分」欄の記載要領

(源泉・特別) 控除対象配偶者
及び16歳未満の扶養親族

記載	該当要件区分
空欄	居住者
○	非居住者

控除対象扶養親族等（特定親族除く）

記載	該当要件区分
空欄	居住者
01	非居住者（30歳未満又は70歳以上）
02	非居住者（30歳以上70歳未満、留学生）
03	非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）
04	非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金）

* 上記02~04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

※ 特定親族はP5(2)を参照してください。

(4) 住宅借入金等特別控除の額及び内訳について

記載誤りの多い項目です。記載内容を必ず点検してから提出してください。

入居年月日の記載がない場合は適用外となることがありますので注意してください。

(5) 新温泉町に居住し他市町に住民登録のある従業員の給与支払報告書について

新温泉町に居住しているが、住民登録が他市町等にある従業員は、地方税法294-3（課税を住民登録地より実居住地を優先する。）により新温泉町で課税をします。「住所」欄に新温泉町の住所を、「摘要」欄に住民登録先の住所を記載して新温泉町に提出してください。住民登録地の役所に当町から通知して二重課税を防ぎます。

(6) 生命保険料控除にかかる各保険料等の支払額欄は必ず記載してください。

(7) 電子報告（eL-TAX エルタックス）により提出する場合は、送信前に記載内容の再確認をお願いします。

記載内容を必ず点検してから送信してください。電子報告の場合は課税システムに提出された内容のまま取り込まれます。

4. 電子報告（eL-TAX）の利用について

eL-TAX は地方税ポータルシステムの呼称で、地方税の手続きにインターネットを利用して電子的に行うシステムです。自宅やオフィスに居ながら各種申告の手続きができますので、ご利用ください。

※令和3年1月から税務署に提出する源泉徴収票が100枚以上（新温泉町以外も合わせた総数）の場合は、eL-TAXまたは光ディスクでの提出が義務化されていますのでご注意ください。

5. 提出時の特別徴収・普通徴収区分について

徴収区分に応じた仕切紙により、特別徴収（住民税を給与から徴収して事業所が納付）と普通徴収（住民税を従業員が直接納付）に分別のうえ提出してください。

※給与支払報告書「摘要」欄に普通徴収該当要件の記載がない場合や、普通徴収切替理由書がない場合は特別徴収対象者と判定しますのでご注意ください。

6. 特別徴収の完全実施と取扱いについて

兵庫県と県内の各市町は地方税法に基づき、連携して特別徴収を推進しています。

特別徴収の対象となる事業所は町から特別徴収義務者に指定され、普通徴収要件に該当する従業員を除いた全ての従業員が特別徴収の対象者となります。

※事業主や従業員の都合で普通徴収を選択することはできません。

次の a から d に該当の場合のみ普通徴収とすることができます。

- a 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月末日までの退職予定者
- b 給与支払額が少なく、住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支給が不定期な方（毎月支給ではない方）
- d 他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方（乙欄適用者）

(注) アルバイト、パートだからという理由だけで普通徴収とすることはできません。

普通徴収の対象となる従業員がいる場合は、必ず該当の記号を給与支払報告書の「摘要」欄に記載してください。(例) aに該当する方は「摘要」欄に「a」と記載する。

併せて普通徴収切替理由書(普通徴収の仕切紙内)に該当する人数を記載して提出してください。

7. 給与支払報告書の総括表について

町指定の総括表を使用してください。

町指定の総括表は近畿2府4県の関係機関が共同で作成したものです。

市販品などは特別徴収・普通徴収の対象者数を明記する欄や特別徴収指定番号の記載欄等が無いものが多いため使用しないでください。

記載欄は省略せず、全て記入してください。(会社の電話番号、担当者の未記載が多い)

8. 給与支払報告書の提出時の重ね方

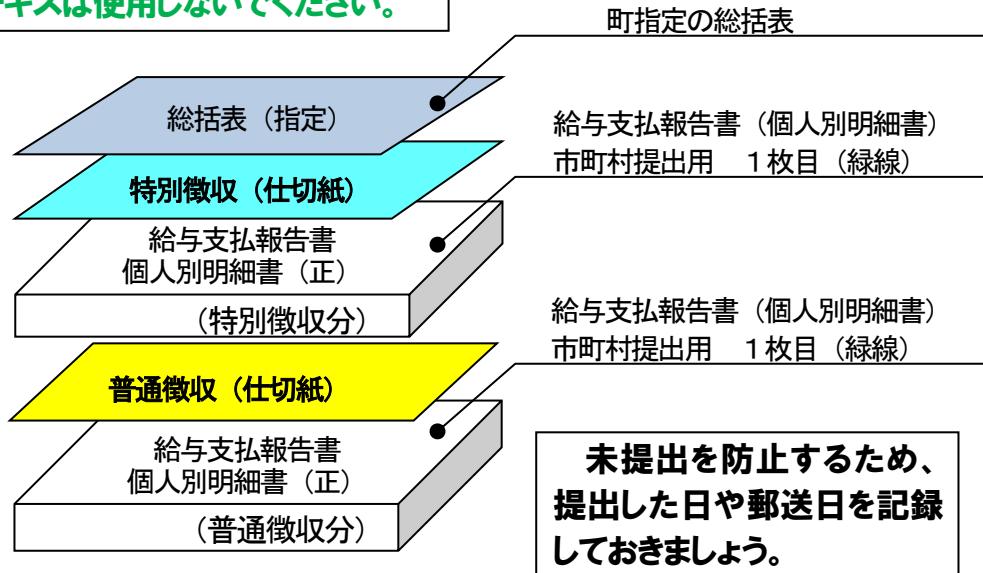
給与支払報告書の個人別明細書(市町村提出用)を特別徴収対象者と普通徴収対象者に分別してください。

総括表、仕切紙(事業主名、特別徴収指定番号等を記載)を使用して、下記 **重ね方説明図** のとおり重ねて提出してください。

重ね方説明図

※機械印字で正本と副本がつながっている場合は、必ず切り分け、正本のみ提出して下さい。

***ホッチキスは使用しないでください。**



※正本のみを提出してください。(1人につき1枚の提出、副本提出は不要)

※指定した提出方法で提出されない場合は、一度返却となる場合もあります。

個人住民税の主な改正について（令和8年度以降適用）

(1) 納付所得控除

給付所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

(2) 特定親族特別控除

所得割の納付義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納付義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納付義務者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額が控除されます。

特定親族の合計所得金額	所得控除の額		区分欄記載数字	
	住民税	所得税	居住者	非居住者
58万円超85万円以下	45万円	63万円	10	11
85万円超90万円以下		61万円	20	21
90万円超95万円以下		51万円	30	31
95万円超100万円以下	41万円	41万円	40	41
100万円超105万円以下		31万円	50	51
105万円超110万円以下	21万円	21万円	60	61
110万円超115万円以下		11万円	70	71
115万円超120万円以下	6万円	6万円	80	81
120万円超123万円以下		3万円	90	91

(3) 上記の見直しに伴う所要の措置

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件が58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げられます。
- ② ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げられます。
- ③ 勤労学生の前年の合計所得金額要件が85万円以下（現行：75万円以下）に引き上げられます。

問合せ先　兵庫県 新温泉町役場 税務課 課税係 Tel 0796-82-3113 【税務課直通】